



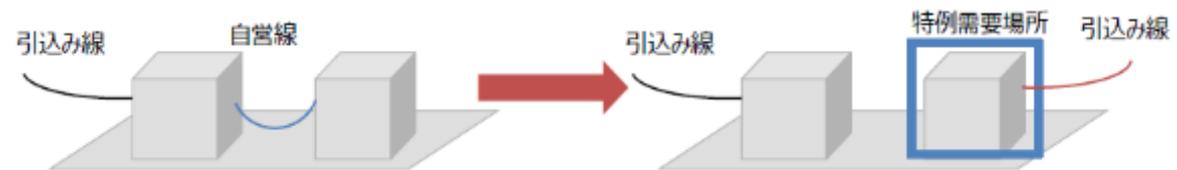
1. 概要

- ✓ 2021年4月の電気事業法施行規則改正や、託送供給等約款・離島供給約款・最終保障供給約款改定により、これまでEV急速充電器とFIT全量買取のみ認められていた特例需要場所・特例発電場所（以下、「特例区域等」といいます。）の適用範囲が拡大されることとなります。
- ✓ また、2021年4月の各約款改定により、需要場所間の電力融通についても認められることとなります。
- ✓ これらは、電力・ガス基本政策小委員会にて整理されたことにより、改定に至りました。

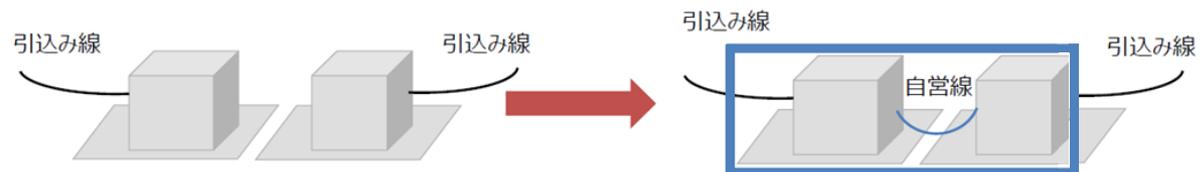
〔参考〕 第29回電力・ガス基本政策小委員会（2021/1/19開催）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/029_06_00.pdf

<特例区域等の拡大（一需要場所複数引込）>



<需要場所間の電力融通（複数需要場所一引込）>





2. 新しい規定の概要等

<適用にあたって>

- 次の3条件のいずれかに必要な設備を新たに設置する場合、当該設備が施設された建物または部分を特例区域等とすることができます。
 - (a) 防災（災害による被害を防ぐための措置）
 - (b) 環境性（温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置）
 - (c) 設備の合理性（電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置）
- 具体的な適用可否の事例や考え方については、資源エネルギー庁ホームページのQ & Aをご確認ください。資源エネルギー庁 Q & A 掲載の事例をもとに対象可否を判断いたします。
資源エネルギー庁 H P :
- 非特例区域等と特例区域等を電氣的に分離する等、電気保安の考え方については、経済産業省の運用通知紙をご確認ください。
経済産業省 H P :

<費用負担>

- 特例区域等の新增設における工事費負担金等は、全額を申し受けます。
- 電力融通の新增設における工事費負担金等は、通常と同様です。

<申込方法>

- 「特例区域等の適用に関する確認書」もしくは「需要場所間の電力融通に関する確認書」に必要な事項を記載のうえお申込み時に添付いただきますようお願いいたします。